

教職員の処分について

教職員の処分を次のとおり行いました。本件につきましては、関係者並びに市民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。

1 「旅費の不適切な受給」に係る処分

項目	内容
処分を受けた 教職員	市立小学校 校長（58歳）
事案の概要	当該校長は、令和4年5月から本年6月までの間、実際には自家用自動車を使用して出張していたにもかかわらず、公共交通機関を使用して出張したものとして、不適正な事務処理を行い、その結果、計51回分、18,826円の旅費を不適切に受給した。 なお、不適正な事務処理により受給した旅費については、既に全額返納している。
処分の内容	減給1か月（給料月額の10分の1）
処分年月日	令和5年11月8日

問合せ先
教職員人事課
電話 042-769-8279